

4月8日(日)は県議会議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時 河辺・雄和地域は午後7時まで

秋田市で投票できるかた... 昭和62年4月9日以前に生まれ、平成18年12月29日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月20日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所の投票所で投票)

秋田市へ転入されたかた... 平成18年12月30日以降に秋田県内の市町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市町村で投票することになります。そのときは、市町村の住民票担当窓口(秋田市役所以外でも可)から、引き続き秋田県内に住んでいるという「証明書」をもらってください。発行は無料です。

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票(4月7日まで)をすることもできますので、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。



問い合わせ

秋田市選挙管理委員会
事務局tel(866)2260

お仕事やドライブの途中に 期日前投票

県議会議員選挙 3月31日(土)～4月7日(土)
市議会議員選挙 4月16日(月)～4月21日(土)

期日前投票ができるのは市内9か所。投票日に用事があるかたは期日前投票をご利用ください。新たにイオン秋田ショッピングセンター3階でも投票できるようになりました。

期日前投票所	投票時間
市役所分館(4階)	午前8時30分 午後8時
土崎支所 新屋支所	午前8時30分 午後7時
河辺市民センター 雄和市民センター	
秋田駅西口2階ばほろーど イオン秋田ショッピングセンター	
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	午前8時30分 午後5時

こんなときは不在者投票

入院中は？

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の場合は、その指定されている施設で不在者投票ができますので、各施設の事務局にお話してください。

仕事で不在だったら？

仕事の都合などで、他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。請求用紙・宣誓書は、各市町村の選挙管理委員会にもありますので、それに必要事項を書いて、秋田市選挙管理委員会に送ってください。市選管のホームページからも入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害のあるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅などで投票用紙に記載して、郵送で不在者投票ができます。あらかじめ届け出が必要ですので、希望するかたは、お早めに秋田市選挙管理委員会へご連絡ください。

また、郵送による不在者投票は自書が原則ですが、要件により、代理人に書いてもらうこともできます。詳しくは、秋田市選挙管理委員会へお問い合わせください。

入場券裏面に書いて
くれば受付が簡単！

投票所入場券の裏面に、期日前投票の「宣誓書」を印刷しています。あらかじめ記入してお持ちいただければ、受け付けが簡単に済みます。



市議会議員選挙は4月22日
期日前投票は4月16日(月)から

市議選も
よろしくな！



ネイガーも投票PRに協力

ごみの分け方と出し方

秋田市では、ごみを「家庭ごみ」「資源化物」「粗大ごみ」の3つに分け、収集しています。きちんと分別して、ごみの減量にご協力ください。

各地区のごみ集積所や収集日は、町内会長か近所の人におたずねください。収集日は環境業務課のホームページでもご覧いただくことができます(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/ct>)。

ごみ集積所には収集日の朝6時から8時までに出してください。収集日前日や収集後には、絶対に出さないでください。



種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ(水分をよく切る) ●廃食用油(布や紙にしみこませる) ●草木類(50cm以内にして2束まで) ●衣類 ●紙おむつ ●再資源化できない紙類(写真、内側がアルミ加工のバックなど) ●ゴム・ビニール製品 ●プラスチック容器 ●プラスチック製品 ●発泡スチロール ●皮革製品 ●陶磁器くず ●ガラスくず ●蛍光灯・電球など 	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)または透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れるか、レジ袋に「キケン」と書いて別に出す ・生ごみは、できるだけ水切りをする ・白色発泡トレイはスーパーなどの店頭回収に協力する 	週2回
	<p>金属類 (金属の割合が50%以上のもの)</p>	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・家電品の電池ははずす ・判断のつかないものは「家庭ごみ」へ ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書く 	月1回
資源化物	<p>空きびん</p>	袋には入れず、回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップははずして「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすぐ 	月2回
	<p>ガス・スプレー缶</p>	空きびんと同じ回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> ・使い切って穴をあける 	
	<p>空き缶</p>	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・中を軽くすすぐ 	
	<p>使用済み乾電池</p>	透明な袋に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタン型・充電型電池は販売店へ 	
	<p>ペットボトル</p>	透明指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・キャップは「家庭ごみ」へ ・中を軽くすすぐ ・塩ビボトル、食用油のボトルは「家庭ごみ」へ 	
	<p>古紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新聞・チラシ●雑誌 ●ダンボール●紙バック 	それぞれ分けて、紙ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープで束ねない ・写真・防水加工紙、内側にアルミ加工された紙バックなどは「家庭ごみ」へ 	
粗大ごみ(戸別の有料収集)		受付専用電話 ☎(839)2002 平日の午前9時～午後4時		

問い合わせ ごみ減量推進課tel(8 6 6) 2 9 4 3

市で収集しないごみ

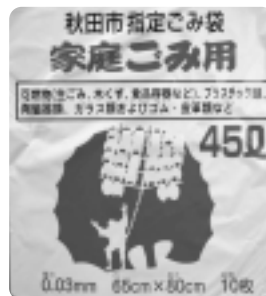
引っ越し、庭木の刈り込みなどで多量に発生するごみ。商店、食堂、会社など事業所から出るごみ 許可業者へ依頼するか、総合環境センターへ持ち込む(事前に連絡が必要)tel(839)4816

プロパンガスボンベ、農薬、廃油、バッテリーなど危険なもの 専門業者に相談するか、買った店に引き取りを依頼してください

洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン 法律により、買った店に引き取ってもらうことになっています。どこで買ったか分からないときは、ごみ減量推進課へお問い合わせくださいtel(866)2943

事業活動に伴う産業廃棄物 許可業者へ依頼するか、民間の処理場へ搬入してください

ごみは指定ごみ袋で



家庭ごみ用(赤印刷)



資源化物用(緑印刷)

分別徹底のため、ごみ袋を指定しています。ごみを出すときは、上表の出し方のとおり、「家庭ごみ用」と「資源化物用」を使い分けてください。大きさは、20リットル、30リットル、45リットル、70リットル、90リットルの5種類。スーパー、コンビニなどで販売しています。